

建設工事従事者安全健康確保推進会議の設置について（変更案）

平成29年3月28日
関係省庁申合わせ
令和5年5月 日
一部変更

1. 目的

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号。）第15条第1項に基づき、関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、建設工事従事者安全健康確保推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

(1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

総務大臣政務官
厚生労働副大臣
経済産業大臣政務官
国土交通副大臣

(2) 推進会議に議長を置く。議長は国土交通副大臣をもって充てる。

(3) 推進会議は必要と認めるときは、関係者に出席を要請し、その意見を聴くことができる。

3. 幹事会

推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

4. 庶務

推進会議の庶務は、厚生労働省及び国土交通省において処理する。

5. 雑則

前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)

建設工事従事者安全健康確保推進会議 幹事会

総務省 地域力創造グループ地域政策課長

厚生労働省 労働基準局安全衛生部 安全課長

経済産業省 製造産業局 生活製品課長

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課長
大臣官房 技術調査課長